

実施団体会則（例）

〇〇〇（団体名）会則

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇会と称する。

（事務所）

第2条 この会は、子どもに対して食事の提供等を行うことで、子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境を整備することを目的とする。

（事業）

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 子どもへの食事の提供等を通じた居場所づくり
- (2) その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第4条 この会の会員は、この会の目的に賛同し、参加する者とする。

（役員構成及び任期）

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会計 1名
- (3) 会計監査 1名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員職務）

第6条 会長は、この会を代表し、その業務を総括する。

2 会計は、この会の出納事務を担当する。

3 会計監査は、この会の会計経理を監査する。

(運営会議)

第7条 この会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き
会員の出席をもって開催する。

2 運営会議は会長が招集し、その議長となる。

(事業に関する実施規定)

第8条 第3条に規定する事業の執行に関し必要な事項は、運営会議の議決を得
て別に定める。

(会計)

第9条 この会の経費は、補助金その他の収入金をもって充てる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、運営会議にて決算報告する。

(会則の改廃)

第10条 この会を改廃しようとするときは、運営会議において同意を得なければ
ならない。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、この会の運営上必要な事項は、運営会議
において別に定める。

附 則

この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。